約款改定のご案内

ご加入いただいたプランにより適用の保険約款および特約が異なります。
お手元の加入者証または継続契約内容証明（継続証）に記載の「保険の種類」「付帯される特約」をご確認のうえ、ご覧ください。

1.　普通傷害保険　改定内容……2

傷害保険普通保険約款 ……2

傷害保険賠償責任危険補償特約 ……3

2.　交通事故傷害保険　改定内容 ……4

交通事故傷害保険普通保険約款 ……4

交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約……5

3.　ファミリー交通傷害保険改定内容 ……6

ファミリー交通傷害保険普通保険約款……6

ファミリー交通傷害保険賠償責任危険補償特約 ……7

4.　家族傷害保険　改定内容……8

家族傷害保険普通保険約款……8

家族傷害保険賠償責任危険補償特約 ……9

1. 普通傷害保険 改定内容

傷害保険普通保険約款

改定項目		改定内容
ギプス等の定義の明確化	「みなし通院」におけるギプス等の定義を明確化します。	第８条（通院保険金の支払） （注２）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっ）固定帯、サポーター等は含みません。
ボルダリングの取扱いの明確化	ボルダリングは原則として、危険な運動に含まれないことを規定します。	別表１　第４条（保険金を支払わない場合－その２）①の運動等 （注１）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが５m以下であるボルダリングを除きます。
介護保険法改正に伴う改定	介護保険法改正により新設された「介護医療院」について、現行約款の「介護療養型医療施設」と同等の施設として取り扱います。	疾病入院保険金支払特約　第１条（用語の定義）病院等 ①　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法（平成９年法律第 123 号）に定める介護療養型医療施設または介護医療院を除きます。

傷害保険賠償責任危険補償特約

改定項目		改定内容
被保険者の範囲の拡大	被保険者が未成年者または責任無能力者等である場合に、その者の親権者、法定監督義務者等を被保険者として追加します。	第３条（被保険者の範囲） （１）この特約における被保険者は、本人のほか、次に掲げる者をいいます。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者の同居の親族 ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ④ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注１）。ただし、本人に関する前条の事故に限ります。 ⑤ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注２）。ただし、その責任無能力者に関する前条の事故に限ります。 （注１）本人の親族に限ります。 （注２）責任無能力者の親族に限ります。
ゴルフカート等の取扱の変更	ゴルフカート等の所有、使用または管理に起因する事故についても補償対象とします。	第５条（保険金を支払わない場合－その２） 当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。 ①～⑧（略） ⑨ 航空機、船舶・車両（注３）、銃器（注４）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 （注１）、（注２）（略） （注３）原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。 （注４）空気銃を除きます。

2. 交通事故傷害保険 改定内容

交通事故傷害保険普通保険約款

改定項目		改定内容
ギプス等の定義の明確化	「みなし通院」におけるギプス等の定義を明確化します。	第９条（通院保険金の支払） （注２）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっ）固定帯、サポーター等は含みません。
交通乗用具の明確化	ペダルなし二輪遊具は交通乗用具に該当しないことを明確化します。	第５条（交通乗用具の範囲）軌道を有しない陸上の乗用具 （注）作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
	ドローンは航空法上の「無人航空機」または「模型航空機」であるため、交通乗用具に該当しないことを明確化します。	第５条（交通乗用具の範囲）空の乗用具 （注）ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。

交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約

改定項目		改定内容
被保険者の範囲の拡大	被保険者が未成年者または責任無能力者等である場合に、その者の親権者、法定監督義務者等を被保険者として追加します。	第３条（被保険者の範囲） （１）この特約における被保険者は、本人のほか、次に掲げる者をいいます。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者の同居の親族 ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ④ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注１）。ただし、本人に関する前条の事故に限ります。 ⑤ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注２）。ただし、その責任無能力者に関する前条の事故に限ります。 （注１）本人の親族に限ります。 （注２）責任無能力者の親族に限ります。
ゴルフカート等の取扱の変更	ゴルフカート等の所有、使用または管理に起因する事故についても補償対象とします。	第５条（保険金を支払わない場合－その２） 当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。 ①～⑧（略） ⑨ 航空機、船舶・車両（注３）、銃器（注４）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 （注１）、（注２）（略） （注３）原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。 （注４）空気銃を除きます。

3. ファミリー交通傷害保険改定内容

ファミリー交通傷害保険普通保険約款

改定項目		改定内容
被保険者の明確化	生計同一要件を撤廃します。	第６条（被保険者の範囲） （１）この約款における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者の同居の親族 ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
	配偶者から見た親族・子も被保険者とします。	第６条（被保険者の範囲） （２）（１）の本人またはその配偶者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
	配偶者補償対象外特約における被保険者に本人の配偶者が含まれないことを明確化します。	配偶者補償対象外特約　第１条（被保険者の範囲） 当会社は、この特約により、普通保険約款第５条（被保険者の範囲）（１）に規定する被保険者のうち、本人ならびに本人の同居の親族（注）および別居の未婚の子を被保険者とします。 （注）本人の配偶者を除きます。
ギプス等の定義の明確化	「みなし通院」におけるギプス等の定義を明確化します。	第 10 条（通院保険金の支払） （注２）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっ）固定帯、サポーター等は含みません。
交通乗用具の明確化	ペダルなし二輪遊具は交通乗用具に該当しないことを明確化します。	第５条（交通乗用具の範囲）軌道を有しない陸上の乗用具 （注）作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
	ドローンは航空法上の「無人航空機」または「模型航空機」であるため、交通乗用具に該当しないことを明確化します。	第５条（交通乗用具の範囲）空の乗用具 （注）ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。

ファミリー交通傷害保険賠償責任危険補償特約

改定項目		改定内容
被保険者の範囲の拡大	被保険者が未成年者または責任無能力者等である場合に、その者の親権者、法定監督義務者等を被保険者として追加します。	第２条（保険金を支払う場合） （１）(略) （２）この特約における被保険者は、本人のほか、次に掲げる者をいいます。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者の同居の親族 ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ④ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注１）。ただし、本人に関する前条の事故に限ります。 ⑤ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注２）。ただし、その責任無能力者に関する前条の事故に限ります。 （注１）本人の親族に限ります。 （注２）責任無能力者の親族に限ります。
ゴルフカート等の取扱の変更	ゴルフカート等の所有、使用または管理に起因する事故についても補償対象とします。	第４条（保険金を支払わない場合－その２） 当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。 ①～⑧（略） ⑨ 航空機、船舶・車両（注３）、銃器（注４）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 （注１）、（注２）（略） （注３）原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。 （注４）空気銃を除きます。

4. 家族傷害保険 改定内容

家族傷害保険普通保険約款

改定項目		改定内容
被保険者の明確化	生計同一要件を撤廃します。	第５条（被保険者の範囲） （１）この約款における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者の同居の親族 ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
	配偶者から見た親族・子も被保険者とします。	第５条（被保険者の範囲） （２）（１）の本人またはその配偶者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
	配偶者補償対象外特約における被保険者に本人の配偶者が含まれないことを明確化します。	配偶者補償対象外特約 第１条（被保険者の範囲） 当会社は、この特約により、普通保険約款第５条（被保険者の範囲）（１）に規定する被保険者のうち、本人ならびに本人の同居の親族（注）および別居の未婚の子を被保険者とします。 （注）本人の配偶者を除きます。
ギプス等の定義の明確化	「みなし通院」におけるギプス等の定義を明確化します。	第９条（通院保険金の支払） （注２）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっ）固定帯、サポーター等は含みません。
ボルダリングの取扱いの明確化	ボルダリングは原則として、危険な運動に含まれないことを規定します。	別表１ 第４条（保険金を支払わない場合－その２）①の運動等 （注１）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが５ｍ以下であるボルダリングを除きます。

家族傷害保険賠償責任危険補償特約

改定項目		改定内容
被保険者の範囲の拡大	被保険者が未成年者または責任無能力者等である場合に、その者の親権者、法定監督義務者等を被保険者として追加します。	第２条（保険金を支払う場合） （１）（略） （２）この特約における被保険者は、本人のほか、次に掲げる者をいいます。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者の同居の親族 ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ④ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注１）。ただし、本人に関する前条の事故に限ります。 ⑤ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注２）。ただし、その責任無能力者に関する前条の事故に限ります。 （注１）本人の親族に限ります。 （注２）責任無能力者の親族に限ります。
ゴルフカート等の取扱の変更	ゴルフカート等の所有、使用または管理に起因する事故についても補償対象とします。	第４条（保険金を支払わない場合－その２） 当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。 ①～⑧（略） ⑨ 航空機、船舶・車両（注３）、銃器（注４）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 （注１）、（注２）（略） （注３）原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。 （注４）空気銃を除きます。